# 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長 殿

【提出日】 2021年6月3日提出

大和アセットマネジメント株式会社 【発行者名】

【代表者の役職氏名】 取締役社長 松下 浩一

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 【本店の所在の場所】

【事務連絡者氏名】 西脇 保宏

連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

【電話番号】 03-5555-3431

【届出の対象とした募集内国投資信託受 ダイワ日本国債ファンド(年1回決算型)

益証券に係るファンドの名称】

【届出の対象とした募集内国投資信託受 10兆円を上限とします。

益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

# 第一部 【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

ダイワ日本国債ファンド(年1回決算型)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託(契約型)の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(3) 【発行(売出)価額の総額】

10兆円を上限とします。

(4) 【発行(売出)価格】

1万口当たり取得申込受付日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先(委託会社)

電話番号(コールセンター) 0120-106212

(営業日の9:00~17:00)

・委託会社のホームページ

アドレス https://www.daiwa-am.co.jp/

# (5) 【申込手数料】

販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、1.1%(税抜1.0%)となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

・お電話によるお問合わせ先(委託会社)

電話番号(コールセンター) 0120-106212

(営業日の9:00~17:00)

申込手数料には、消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)が課されます。 「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

## (6) 【申込単位】

販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

・お電話によるお問合わせ先(委託会社) 電話番号(コールセンター) 0120-106212 (営業日の9:00~17:00)

## (7) 【申込期間】

2021年6月4日から2021年12月3日まで(継続申込期間) (終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)

## (8) 【申込取扱場所】

委託会社にお問合わせ下さい。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先(委託会社) 電話番号(コールセンター) 0120-106212 (営業日の9:00~17:00)

・委託会社のホームページ アドレス https://www.daiwa-am.co.jp/

#### (9) 【払込期日】

受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日(くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。)までに、取得申込代金(取得申込金額、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額の合計額をいいます。以下同じ。)を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

# (10) 【払込取扱場所】

受益権の取得申込者は、取得申込代金を、申込取扱場所において支払うものとします。申込取扱場所については、前(8)をご参照下さい。

# (11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。 株式会社 証券保管振替機構

# (12) 【その他】

受益権の取得申込者は、申込取扱場所において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた取得および換金の申込み(当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。以下同じ。)等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することができます。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。取扱い可能なコースについては、販売会社にお問合わせ下さい。なお、コース名は、販売会社により異なる場合があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読替えるものとします(以下同じ。)。

取得申込金額に利息は付きません。

## 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、一部解約金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

#### (参考)

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

# 第二部 【ファンド情報】

## 第1 【ファンドの状況】

# 1 【ファンドの性格】

# (1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、わが国の国債に投資し、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

	単位型投信・追加型	追加型投信
	投信	
商品分類	投資対象地域	国内
	投資対象資産(収益	債券
	の源泉)	
属性区分	投資対象資産	その他資産(投資信託証券(債券 公債))
	決算頻度	年1回
	投資対象地域	日本
	投資形態	ファミリーファンド

#### (注1)商品分類の定義

- ・「追加型投信」…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産と ともに運用されるファンド
- ・「国内」…目論見書または投資信託約款(以下「目論見書等」といいます。)において、組入資産 による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「債券」…目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の 記載があるもの

## (注2)属性区分の定義

- ・「その他資産」…組入れている資産
- ・「債券 公債」…目論見書等において、日本国または各国の政府の発行する国債(地方債、政府保 証債、政府機関債、国際機関債を含みます。)に主として投資する旨の記載があるもの
- ・「年1回」…目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの
- ・「日本」…目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「ファミリーファンド」…目論見書等において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するもの

# 商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)
単位型投信	国内	株 式 債 券
<b>单</b> 位型按信	海 外	不動産投信その他資産
追加型投信	内 外	( ) 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

# 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式		グローバル	
一般	年1回		
大型株	1400-2000	日本	
中小型株	年2回	Hate:	
債券		北米	ファミリー
一般公債	年4回	欧州	ファンド
社債		BOTT .	
その他債券	年6回	アジア	
クレジット属性	(隔月)		
( )		オセアニア	
不動産投信	年12回	中南米	0.007 (0.00 CA) V (0.00 CA)
その他資産	(毎月)	THE	ファンド・オブ・
/ 投資信託証券 \		アフリカ	ファンズ
(債券 公債)	日々	0.00000000	
資産複合		中近東	
( )	その他	(中東)	
資産配分固定型	( )	エマージング	
資産配分変更型			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

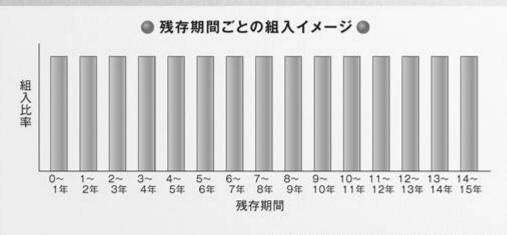
商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ(アドレス http://www.toushin.or.jp/)をご参照下さい。

# <信託金の限度額>

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、3,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

# <ファンドの特色>

- ●わが国の国債に投資し、 残存期間の異なる債券の利息収入を幅広く 確保することをめざして運用を行ないます。
- ■原則として、最長15年程度までの国債を、各残存期間ごとの投資金額がほぼ同程度となるように組入れます。このような運用手法を等金額投資(ラダー型運用)といいます。



※上記はイメージであり、実際の組入比率とは異なります。

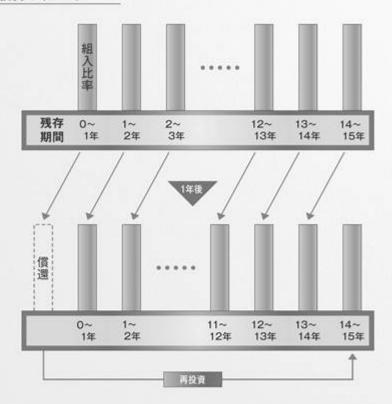
# ◎ 日本国債について ◎

- ・国が発行し、利金および償還金の支払いを行なう債券です。したがって、 国内債券の中で、信用力は高く、利金および償還金の支払いの確実性 は高いと考えられます。
- ・利金および償還金の支払いが円貨で行なわれるため、為替変動リスクはありません。
- 一般に他の国内債券と比較して、銘柄当たりの発行量・流通量が多く、流動性は高いと考えられます。

# ● 等金額投資(ラダー型運用)について●

債券の残存期間ごとに等金額の投資を行ない、常にラダー(はしご)の形の満期構成に なるようにする運用手法です。

# 等金額投資のイメージ



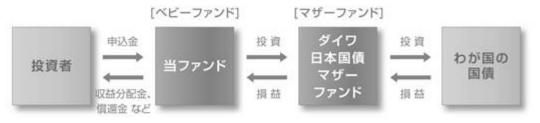
# 等金額投資の主な特徴

- ・金利変動による債券価格への影響は、債券の残存期間により異なります。短期から 長期までの残存期間の異なる債券に投資することにより、金利変動に対するリスクを 分散できると考えられます。
- ·保有債券の償還が行なわれるつど、その償還金を、長期債に再投資します。一般に 長期債は短期債と比較して利回りは高い傾向があります。
  - ※上記は一般的な特徴を示したものであり、等金額投資が最善であることを意味するものではありません。 また、元本の安全性および将来の成果を示唆・保証するものではありません。

#### ファンドの仕組み

# ●当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド (当ファンド)とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用を マザーファンドで行なう仕組みです。



- ・マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。
- マザーファンドにおいて、国債の組入れは原則として高位を保ちます。
- ・運用の効率化を図るため、債券先物取引等を利用することがあります。このため、公社債およびマザーファンドの 受益証券の組入総額ならびに債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超える ことがあります。
- ・大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、「ファンドの特色」の運用が行なわれないことがあります。

#### 分配方針

●毎年3月10日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

[分配方針]

- 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ②原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の 水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配 を行なわないことがあります。
- (2) 【ファンドの沿革】

2013年7月26日

信託契約締結、当初自己設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

受益者

お申込者

収益分配金(注)、償還金など お申込金(3)

お取扱窓口	販売会社	受益権の募集・販売の取扱い等社との契約( 1)に基づき、います。 受益権の募集の取扱い 一部解約請求に関する事務 収益分配金、償還金、一部解 関する事務	次の業務を行な
1	収益分配金、償	還金など お申込金(3)	

大和アセットマネジ 委託会社 メント株式会社

当ファンドにかかる証券投資信託契約(以下 「信託契約」といいます。)(2)の委託者であ り、次の業務を行ないます。

受益権の募集・発行 信託財産の運用指図 信託財産の計算 運用報告書の作成

など

運用指図 2 損益 信託金(3)

受託会社

三井住友信託銀行 株式会社

再信託受託会社: 株式会社日本カスト ディ銀行

信託契約(2)の受託者であり、次の業務を行 ないます。なお、信託事務の一部につき株式会 社日本カストディ銀行に委託することができま す。また、外国における資産の保管は、その業 務を行なうに充分な能力を有すると認められる 外国の金融機関が行なう場合があります。

委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処 分

など 信託財産の計算

損益 投資

投資対象

わが国の国債 など(ファミリーファンド方式で運用を行ないます。)

- (注)「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。
  - 1:受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払い に関する事務の内容等が規定されています。
  - 2:「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約 款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項(運用方針、委託会社および 受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等)が規定されています。
  - 3:販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行な われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みま

委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会 社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

- <委託会社等の概況(2021年3月末日現在)>
- ・資本金の額 151億7,427万2,500円
- ・沿革

1959年12月12日 大和証券投資信託委託株式会社として設立

1960年 2月17日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得

1960年 4月 1日 営業開始

1985年11月 8日 投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。

1995年 5月31日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問

業の登録を受ける。

1995年 9月14日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任

契約にかかる業務の認可を受ける。

2007年 9月30日 「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみ

なされる。

(金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第352号)

2020年 4月 1日 大和アセットマネジメント株式会社に商号変更

### ・大株主の状況

名 称		住所		所有 株式数	比率
				株	%
株式会社大和証券グループ	本社 東京都千代田	日区丸の内一丁目9番1 <sup>-</sup>	릉	2,608,525	100.00

# 2 【投資方針】

## (1) 【投資方針】

主要投資対象

ダイワ日本国債マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。

## 投資態度

- イ.主としてマザーファンドの受益証券を通じて、わが国の国債に投資し、残存期間の異なる債券の 利息収入を幅広く確保することをめざして運用を行ないます。
- ロ.わが国の国債への投資にあたっては、原則として、最長15年程度までの国債を、各残存期間ごとの投資金額がほぼ同程度となるように組み入れます。
- ハ.運用の効率化を図るため、債券先物取引等を利用することがあります。このため、公社債およびマザーファンドの受益証券の組入総額ならびに債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- 二、マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。
- ホ.当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

#### (2) 【投資対象】

当ファンドにおいて投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。)
- イ.有価証券
- ロ.デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(5) 、 および に定めるものに限ります。)
- 八.約束手形
- 二. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ.為替手形

委託会社は、信託金を、主として、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたダイワ日本国債マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券、ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。

- 1. 転換社債の転換、新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の新株予約権に限ります。)の行使、社債権者割当または株主割当により取得した株券または新株引受権証書
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4. 特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
- 6.特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7. コマーシャル・ペーパー
- 8.外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前7.までの証券または証書の性質を有するもの
- 9.投資信託または外国投資信託の受益証券 (金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい ます。)
- 10.投資証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 11. 外国貸付債権信託受益証券 (金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 12.オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
- 13.預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 15.受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)

- 16. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 17.外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前15.の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書ならびに前8.および前13.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券ならびに前10.の証券のうち投資法人債券ならびに前8.および前13.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前9.の証券および前10.の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

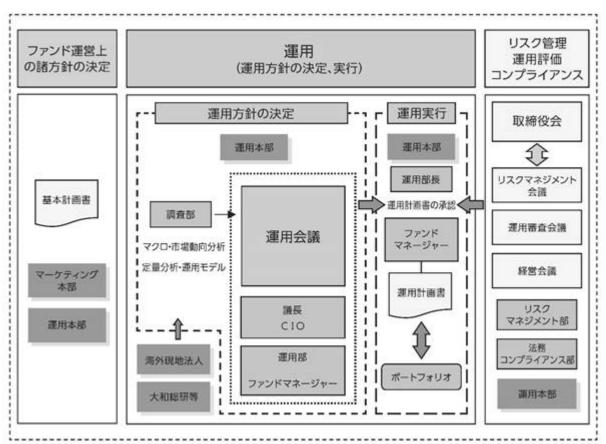
- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

前 の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前 に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

## (3) 【運用体制】

#### 運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ.基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を商品担当役員の決裁により決定します。

口,基本的な運用方針の決定

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

八. 運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された 基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから 提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、 承認します。

## 職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ.CIO(Chief Investment Officer)(3名)

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・基本的な運用方針の決定
- ・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定
- 口.Deputy-CIO(0~5名程度)

CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ. インベストメント・オフィサー(0~5名程度)

CIOおよびDeputy-CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

二.運用部長(各運用部に1名)

ファンドマネージャーが策定する運用計画を決定します。

ホ. 運用チームリーダー

ファンドの基本的な運用方針を策定します。

ヘ.ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

# 運用審査会議、リスクマネジメント会議および経営会議

次のとおり各会議体において必要な報告・審議等を行なっています。これら会議体の事務局となる 内部管理関連部門の人員は25~35名程度です。

#### イ.運用審査会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用実績の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

口. リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

#### 八.経営会議

法令等の遵守状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

## 受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託 会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

上記の運用体制は2021年3月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

# (4) 【分配方針】

分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益 ( 評価益を含みます。 ) 等とします。

原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案 して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがありま す。

留保益は、前(1)に基づいて運用します。

## (5) 【投資制限】

マザーファンドの受益証券(信託約款)

マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。

#### 株式(信託約款)

- イ.株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権 に限ります。)の行使等により取得したものに限ります。
- 口.委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価 総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超 えることとなる投資の指図をしません。
- ハ.前口.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて 得た額をいいます。

#### 投資信託証券(信託約款)

- イ.委託会社は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。)な投資信託証券(以下「上場投資信託証券」といいます。)を除きます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ロ.前イ.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

## 投資する株式の範囲(信託約款)

イ.委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

口.前イ.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

## 先物取引等(信託約款)

- イ.委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。
- ロ.委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

# スワップ取引(信託約款)

- イ.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
- ロ.スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ.スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下本ハ.において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- 二.前八.においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ホ、スワップ取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。
- へ.委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、 担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

## 金利先渡取引(信託約款)

- イ.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことの 指図をすることができます。
- 口.金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- 八.金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下本八.において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産にかかる保有金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2) の1.から4.までに掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下本八.において「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 二.前八.においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ホ, 金利先渡取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。
- へ.委託会社は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、 担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

### デリバティブ取引等(信託約款)

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法 により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

# 同一銘柄の転換社債等(信託約款)

- イ.委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ロ.前イ.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

## 有価証券の貸付け(信託約款)

- イ.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資 信託証券を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
  - 1.株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  - 2.公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
  - 3. 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

- 口.前イ.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に 相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ハ.委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

公社債の借入れ(信託約款)

- イ.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の 指図を行なうものとします。
- ロ.前イ.の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 八.信託財産の一部解約等の事由により、前口.の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純 資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する借入れ た公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- 二.前イ.の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

外貨建資産(信託約款)

外貨建資産への投資は、行ないません。

信用リスク集中回避(信託約款)

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

資金の借入れ(信託約款)

- イ.委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払 資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目 的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コー ル市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価 証券等の運用は行なわないものとします。
- ロ.一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- 八.収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 二.借入金の利息は信託財産中から支弁します。
- <参 考> マザーファンド(ダイワ日本国債マザーファンド)の概要
- (1) 投資方針

主要投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

#### 投資態度

- イ.主としてわが国の国債に投資し、残存期間の異なる債券の利息収入を幅広く確保することをめざ して運用を行ないます。
- ロ.わが国の国債への投資にあたっては、原則として、最長15年程度までの国債を、各残存期間毎の 投資金額がほぼ同程度となるように組入れます。
- 八.国債の組入れは原則として高位を保ちます。
- 二.運用の効率化を図るため、債券先物取引等を利用することがあります。このため、公社債の組入 総額ならびに債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えること があります。
- ホ.当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

### (2) 投資対象

当ファンドにおいて投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。)
  - イ.有価証券
  - ロ.デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3) 、 および に定めるものに限ります。)
  - 八.約束手形
  - 二.金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産

# イ.為替手形

委託会社は、信託金を、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。

- 1. 転換社債の転換、新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の新株予約権に限ります。)の行使、社債権者割当または株主割当により取得した株券または新株引受権証書
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4.特別の法律により法人の発行する債券
- 5.社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7. コマーシャル・ペーパー
- 8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前7.までの証券または証書の性質を有するもの

- 9.投資信託または外国投資信託の受益証券 (金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい ます。)
- 10.投資証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものを いいます。)
- 11.外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 12.預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 13. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 14.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 15.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益 証券に表示されるべきもの
- 16. 外国の者に対する権利で前15.の有価証券の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書、前8.ならびに前12.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券および前8.ならびに前12.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前9.の証券および前10.の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

## (3) 主な投資制限

株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使等により取得したものに限ります。

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資は、行ないません。

先物取引等

- イ.委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。
- ロ. 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引

- イ.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
- ロ.スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ.スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- 二.スワップ取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ホ.委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、 担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

金利先渡取引

- イ.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことの 指図をすることができます。
- 口.金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 八.金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 二.金利先渡取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ホ.委託会社は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、 担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### 3 【投資リスク】

## (1) 価額変動リスク

当ファンドは、公社債など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく 行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さい ますよう、よろしくお願い申上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

公社債の価格変動(価格変動リスク・信用リスク)

# 〈金利変動による価格変化のイメージ図〉



※上図はイメージ図であり、当ファンドの運用成果を表すものではありません。

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します(値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。)。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合(債務不履行)、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します(利息および償還金が支払われないこともあります。)。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

#### その他

- イ.解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。
- ロ.ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります(信用リスク)。この場合、基準価額が下落する要因となります。

## (2) 換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、お買付け、ご換金の申込みの受付けを中止することがあります。

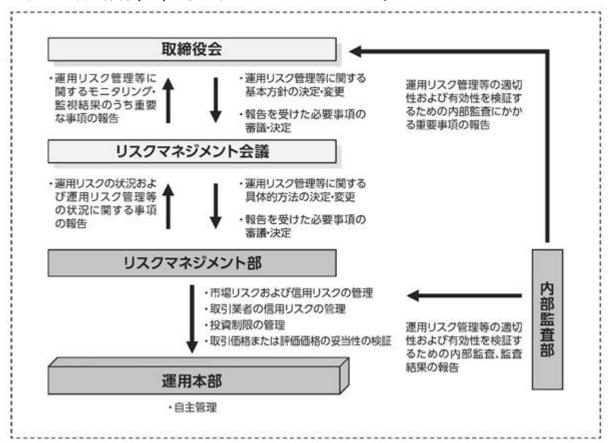
ご換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回することができます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

#### (3) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の 適用はありません。

## (4) リスク管理体制

運用リスク管理体制()は、以下のとおりとなっています。

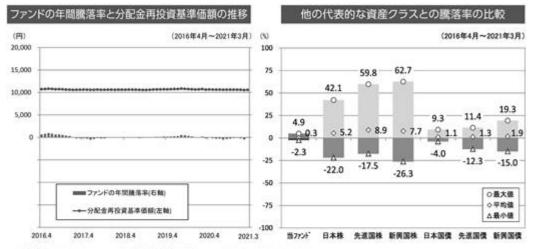


# 流動性リスクに対する管理体制

当社では、運用リスクのうち、大量の解約・換金によって必要となる資金の確保のために合理的な条件での取引が困難となるリスク、および市場の混乱、取引所における休業、取引の停止等により市場において取引ができないまたは合理的な条件での取引が困難となるリスクを「流動性リスク」とし、当社の運用する信託財産における流動性リスクの防止および流動性リスク発生時における円滑な事務遂行を目的とした事前対策、ならびに流動性リスク発生時における対応策(コンティンジェンシー・プラン)を定めています。

# 参考情報

●下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。 右のグラフは過去5年間における年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・ 最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンド の過去5年間における年間騰落率の推移を表示しています。



- ※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。
- ※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。
  - ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
  - ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
  - ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

#### ※資産クラスについて

日 本 株:東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株: MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株: MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債: NOMURA-BPI国債

先進国債: FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ペース)

新興国債: JPモルガン ガパメント・ポンド・インデックスー エマージング・マーケッツ グローパル ダイパーシファイド(円ペース)

#### ※指数について

●TOPIXは東証が算出・公表し、指数値、商標など一切の権利は株式会社東京証券取引所が所有しています。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.は開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。またMSCI Inc.は、同情数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。●NOMURA・BPI国債は、野村證券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ボートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA・BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。●JPモルガン ガパメント・ボンド・インデックスー エマーラング・マーケッツ グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は計器を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016、J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

## 4 【手数料等及び税金】

# (1) 【申込手数料】

販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、1.1%(税抜1.0%)となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

・お電話によるお問合わせ先(委託会社)

電話番号(コールセンター) 0120-106212

(営業日の9:00~17:00)

申込手数料には、消費税等が課されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

申込手数料は、お買付時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

# (2) 【換金(解約)手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

## (3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.77%(税抜0.7%)以内の信託報酬率を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎日計上され、毎計算期間の最初の6か月終了日(6か月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

前 の信託報酬率は、毎月10日(休業日の場合翌営業日)における新発10年国債の利回り(日本相互証券株式会社発表の終値)に応じて、純資産総額に対して以下の率とします。

(新発10年国債の利回りが)

- イ.1%未満の場合......年率0.198%(税抜0.18%)
- 口.1%以上2%未満の場合 ...年率0.33%(税抜0.3%)
- 八.2%以上3%未満の場合 ...年率0.44%(税抜0.4%)
- 二.3%以上4%未満の場合 ...年率0.55%(税抜0.5%)
- ホ.4%以上5%未満の場合 ...年率0.66%(税抜0.6%)
- へ.5%以上の場合......年率0.77%(税抜0.7%)

信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。 信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分は、次のとおりです。

	委託会社	販売会社	受託会社
前 イ.の場合	年率0.075%(税抜)	年率0.075% (税抜)	年率0.03%(税抜)
前 口.の場合	年率0.11%(税抜)	年率0.16%(税抜)	年率0.03%(税抜)
前 八.の場合	年率0.15%(税抜)	年率0.22%(税抜)	年率0.03%(税抜)
前 二.の場合	年率0.19%(税抜)	年率0.27%(税抜)	年率0.04%(税抜)
前 ホ.の場合	年率0.23%(税抜)	年率0.33%(税抜)	年率0.04%(税抜)
前 へ.の場合	年率0.27%(税抜)	年率0.38%(税抜)	年率0.05%(税抜)

上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

前 の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社:ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告 書の作成等の対価

販売会社:運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

受託会社:運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

#### (4) 【その他の手数料等】

信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。また、信託財産において有価証券の借入れを行なった場合、当該借入れにかかる品借料は信託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および 信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担 とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用(データ処理費用、郵送料等)は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

( )「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

# <マザーファンドより支弁する手数料等>

信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。

# (5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人の投資者に対する課税

# イ. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20%(所得税15%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用はありません。)を選択することもできます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)となります。

#### 口.解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益(解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料(税込)を含む)を控除した利益)については、譲渡所得とみなされ、20%(所得税15%および地方税5%)

の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1% の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315% および地方税5%)となります。

# 八.損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等(特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。)の譲渡益および償還差益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

公募株式投資信託は、税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象です。満20歳以上の方を対象としたNISAをご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります(他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。)。また、20歳未満の方を対象とした非課税制度「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります(他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。)。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

## 法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として課税され、15%(所得税15%)の税率で源泉徴収 され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)には課税されません。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は15.315%(所得税15%および復興特別所得税0.315%)となります。なお、益金不算入制度の適用はありません。

源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

#### <注1>個別元本について

投資者ごとの信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。)が当該投資者の元本(個別元本)にあたります。

投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。

投資者が元本払戻金(特別分配金)を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該 元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

#### <注2>収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

投資者が収益分配金を受取る際、イ.当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、口.当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

- ()外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ( )上記は、2021年3月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
- ( )課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

# 5 【運用状況】

# (1) 【投資状況】 (2021年3月31日現在)

# 投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券		13,182,118,408	99.93
	内 日本	13,182,118,408	99.93
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		9,373,020	0.07
純資産総額		13,191,491,428	100.00

- (注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

# (2) 【投資資産】 (2021年3月31日現在)

【投資有価証券の主要銘柄】

# イ.主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 また は 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価時価 (円)	投資 比率 (%)
1	ダイワ日本国債マザーファ ンド		親投資信託受益証券	10,476,965,831	1.2557 13,156,573,708	1.2582 13,182,118,408	99.93

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

# 口.投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	99.93%
合計	99.93%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

## 八.投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

# 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

# 【その他投資資産の主要なもの】

# (3) 【運用実績】

# 【純資産の推移】

	純資産総額	純資産総額	1口当たりの	1口当たりの
	(分配落)	(分配付)	純資産額	純資産額
	(円)	(円)	(分配落)(円)	(分配付)(円)
第1計算期間末	4 540 404 420	4 540 404 400	4.0450	4.0450
(2014年3月10日)	1,540,481,138	1,540,481,138	1.0156	1.0156
第2計算期間末	5,757,828,383	5,757,828,383	1.0298	1.0298
(2015年3月10日)	5,757,626,363	5,757,626,363	1.0290	1.0290
第3計算期間末	11,260,274,068	11,260,274,068	1.0669	1.0669
(2016年3月10日)	11,200,214,000	11,200,274,000	1.0009	1.0009
第4計算期間末	11,680,214,836	11,680,214,836	1.0582	1.0582
(2017年3月10日)	11,000,214,030	11,000,214,000	1.0302	1.0302
第5計算期間末	13,605,061,808	13,605,061,808	1.0617	1.0617
(2018年3月12日)	13,003,001,000	13,003,001,000	1.0017	1.0017
第6計算期間末	12,517,398,912	12,517,398,912	1.0677	1.0677
(2019年3月11日)	12,017,000,012	12,517,596,912		
第7計算期間末	13,848,858,557	13,848,858,557	1.0697	1.0697
(2020年3月10日)	10,040,000,007	10,040,000,001	1.0007	1.0007
2020年3月末日	13,349,036,129	-	1.0619	-
4月末日	13,280,855,900	-	1.0667	-
5月末日	13,054,457,794	-	1.0633	-
6月末日	12,691,466,296	-	1.0615	-
7月末日	12,784,223,282	-	1.0629	-
8月末日	12,656,483,886	-	1.0595	-
9月末日	12,917,939,261	-	1.0621	-
10月末日	13,294,268,325	-	1.0609	-
11月末日	13,487,127,161	-	1.0622	-
12月末日	13,301,369,840	-	1.0620	-
2021年1月末日	13,190,201,763	-	1.0603	-
2月末日	12,935,197,063	-	1.0531	-
第8計算期間末	40.005.404.044	10.005.101.011	4.0==0	4.0550
(2021年3月10日)	12,925,404,644	12,925,404,644	1.0559	1.0559
3月末日	13,191,491,428	-	1.0579	-

# 【分配の推移】

1口当たり分配金(円)

第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0000
第7計算期間	0.0000
第8計算期間	0.0000

# 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	1.6
第2計算期間	1.4
第3計算期間	3.6
第4計算期間	0.8
第5計算期間	0.3
第6計算期間	0.6
第7計算期間	0.2
第8計算期間	1.3

# (4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1計算期間	1,534,490,575	18,659,536
第2計算期間	5,904,510,784	1,830,295,508
第3計算期間	8,128,781,699	3,165,707,947
第4計算期間	4,115,606,494	3,631,959,580
第5計算期間	5,123,975,373	3,347,750,483
第6計算期間	2,885,110,233	3,974,883,589
第7計算期間	4,180,888,803	2,958,381,043
第8計算期間	2,713,687,895	3,419,696,254

(注) 当初設定数量は1,000,000口です。

# (参考)マザーファンド

ダイワ日本国債マザーファンド

# (1) 投資状況 (2021年3月31日現在)

# 投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
---------	-------	---------

国債証券		173,289,794,460	99.45
	内 日本		99.45
コール・ローン、その他の資	産(負債控除後)	955,954,844	0.55
純資産総額		174,245,749,304	100.00

- (注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

# (2) 投資資産 (2021年3月31日現在)

投資有価証券の主要銘柄

# イ.主要銘柄の明細

	<u> </u>	1 . 土安									
						簿価単価	評価単価	利率(%)	投資		
		銘柄名	地域	種類		簿価	時価	償還期限	比率		
1 54 2 0 年国債       日本       劳       11,187,000,000       11,388,589,740       11,373,711,030       2021/12/20       6.53         2 59 2 0 年国債       日本       労       6,795,000,000       7,014,063,000       7,008,770,700       2022/12/20       4.02         3 6 3 0 年国債       日本       労       5,250,000,000       123.68       123.94       2.400000       3.73         4 12 3 0 年国債       日本       労       15,100,000,000       122.92       123.26       2.100000       3.61         5 20 3 0 年国債       日本       国債証       4,700,000,000       130.99       131.33       2.500000       3.54         6 140 2 0 年国債       日本       国債証       4,700,000,000       117.10       117.41       1.700000       3.50         7 16 3 0 年国債       日本       国債証       4,700,000,000       129.44       129.83       2.500000       3.50         8 75 2 0 年国債       日本       国債証       5,574,000,000       108.84       108.82       2.100000       3.48         9 88 2 0 年国債       日本       国債証       5,360,000,000       112.46       112.50       2.300000       3.48         10 1 3 0 年国債       日本       国債証       4,850,000,000       5,975,054,500       5,980,098,500       2029/09/20 <td< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>(円)</td><td>(円)</td><td>(年/月/日)</td><td>(%)</td></td<>						(円)	(円)	(年/月/日)	(%)		
		5.4.00年日唐		国債証	44.407.000.000	101.80	101.66	2.200000	0.50		
2 59 20年国債 日本	1	54 20年国1頁	日本	券	11,187,000,000	11,388,589,740	11,373,711,030	2021/12/20	6.53		
		「A AA在同傳		国債証	0.705.000.000	103.22	103.14	1.700000	4.00		
3   6   30 年国債   日本	2	59 20年国頃	日本	券	6,795,000,000		7,008,770,700	2022/12/20	4.02		
## 12 30年国債 日本	2	6 20年国 <b>唐</b>	□ <del>*</del>	国債証	E 250 000 000		123.94	2.400000	2 72		
4       12       30年国債       日本       劳       5,100,000,000       6,269,022,000       6,286,668,000       2033/09/20       3.61         5       20       30年国債       日本       4,700,000,000       130.99       131.33       2.500000       3.54         6       140       20年国債       日本       国債証       5,200,000,000       117.10       117.41       1.70000       3.50         7       16       30年国債       日本       国債証       4,700,000,000       129.44       129.83       2.500000       3.50         8       75       20年国債       日本       募       5,574,000,000       108.84       108.82       2.100000       3.48         9       88       20年国債       日本       国債証       5,360,000,000       112.46       112.50       2.300000       3.46         10       1       30年国債       日本       財債証       4,850,000,000       123.19       123.19       123.30       2.800000       3.43         11       94       20年国債       日本       財債証       5,200,000,000       112.88       112.93       2.100000       3.43         12       95       20年国債       日本       国債証       5,105,000,000       5,872,228,000       5,872,620,000<	3	0 30十国頃	口华	券	5,250,000,000		6,507,322,500	2031/11/20	3.73		
5       20 30年国債       日本       労       4,700,000,000       130.99       131.33       2.500000       3.54         6       140 20年国債       日本       国債証       5,200,000,000       117.10       117.41       1.700000       2035/09/20       3.50         7       16 30年国債       日本       国債証       4,700,000,000       129.44       129.83       2.500000       3.50         8       7.5 20年国債       日本       国債証       5,574,000,000       108.84       108.82       2.100000       3.48         9       8.8 20年国債       日本       国債証       5,360,000,000       112.46       112.50       2.300000       3.46         10       1 30年国債       日本       国債証       4,850,000,000       5,975,054,500       5,980,098,500       2029/09/20       3.43         11       94 20年国債       日本       国債証       5,200,000,000       112.88       112.93       2.100000       3.43         12       95 20年国債       日本       国債証       5,200,000,000       114.65       114.69       2.300000       2027/06/20       3.36         13       8 30年国債       日本       国債証       4,800,000,000       118.36       118.74       1.800000       3.27	1	12 20年国售	□ <b>★</b>	国債証	5 100 000 000	122.92	123.26	2.100000	2 61		
5       20 30年国債       日本       券       4,700,000,000       6,156,671,000       6,172,557,000       2035/09/20       3.54         6       140 20年国債       日本       国債証       5,200,000,000       117.10       117.41       1.700000       3.50         7       16 30年国債       日本       国債証       4,700,000,000       129.44       129.83       2.500000       3.50         8       7.5 20年国債       日本       国債証       5,574,000,000       108.84       108.82       2.100000       3.48         9       8.8 20年国債       日本       国債証       5,360,000,000       112.46       112.50       2.300000       3.48         10       1 30年国債       日本       国債証       4,850,000,000       123.19       123.30       2.800000       3.43         11       9.4 20年国債       日本       国債証       5,200,000,000       112.88       112.93       2.100000       3.37         12       9.5 20年国債       日本       国債証       5,105,000,000       114.65       114.69       2.300000       3.36         13       8 30年国債       日本       国債証       4,800,000,000       118.36       118.74       1.800000       3.27	4	12 30 牛国頂	口华	券	5,100,000,000		6,286,668,000	2033/09/20	3.01		
	5	20年国售	口木	国債証	4 700 000 000	130.99	131.33	2.500000	2.54		
6       140 20年国債 日本 券       5,200,000,000 6,089,252,000 6,105,476,000 2032/09/20       3.50         7       16 30年国債 日本 券       国債証 券       4,700,000,000 6,089,252,000 6,105,476,000 2032/09/20       3.50         8       75 20年国債 日本 券       国債証 券       5,574,000,000 6,083,821,000 6,102,010,000 2034/09/20       3.48         9       8 8 20年国債 日本 券       国債証 券       5,574,000,000 6,067,035,600 6,066,016,980 2025/03/20       2025/03/20         10       1 30年国債 日本 券       国債証 券       4,850,000,000 5,975,054,500 5,980,098,500 2029/09/20       3.43         11       94 20年国債 日本 券       国債証 券       5,200,000,000 5,870,228,000 5,872,620,000 2027/03/20       3.37         12       95 20年国債 日本 財産       日本 財産       5,105,000,000 5,852,984,600 5,855,230,800 2027/06/20       3.36         13       8 30年国債 日本 財産       国債証	5	20 30年国頃	山华	券	4,700,000,000		6,172,557,000	2035/09/20	3.54		
特別	6	1/0 20年国债	□★	国債証	5 200 000 000	117.10	117.41	1.700000	3 50		
7     16     30年国債     日本     券     4,700,000,000     6,083,821,000     6,102,010,000     2034/09/20     3.50       8     75     20年国債     日本     与     108.84     108.82     2.100000     3.48       9     88     20年国債     日本     与     5,574,000,000     112.46     112.50     2.300000     3.46       10     1     30年国債     日本     国債証     4,850,000,000     123.19     123.30     2.800000     2026/06/20       11     94     20年国債     日本     国債証     5,200,000,000     112.88     112.93     2.100000     3.37       12     95     20年国債     日本     国債証     5,105,000,000     114.65     114.69     2.300000     3.36       13     8     30年国債     日本     国債証     4,800,000,000     118.36     118.74     1.800000     3.27		140 20午国頃	山华	券	3,200,000,000		6,105,476,000	2032/09/20	3.30		
8     75 20年国債     日本     国債証券     5,574,000,000     108.84     108.82     2.100000     3.48       9     8 8 20年国債     日本券     国債証券     5,574,000,000     112.46     112.50     2.300000     3.46       10     1 30年国債     日本券     国債証券     4,850,000,000     123.19     123.30     2.800000     3.43       11     9 4 20年国債     日本券     国債証券     5,200,000,000     112.88     112.93     2.100000     3.37       12     9 5 20年国債     日本寿     国債証券     5,105,000,000     114.65     114.69     2.300000     3.36       13     8 30年国債     日本寿     国債証券     4,800,000,000     118.36     118.74     1.800000     3.27	7	16 30年国債	口木	国債証	4 700 000 000		129.83	2.500000	3 50		
8       75 20年国債       日本       券       5,574,000,000       6,067,035,600       6,066,016,980       2025/03/20       3.48         9       8 8 20年国債       日本       国債証       5,360,000,000       112.46       112.50       2.300000       3.46         10       1 30年国債       日本       国債証       4,850,000,000       123.19       123.30       2.800000       3.43         11       94 20年国債       日本       国債証       5,200,000,000       112.88       112.93       2.100000       3.37         12       95 20年国債       日本       国債証       5,105,000,000       114.65       114.69       2.300000       3.36         13       8 30年国債       日本       国債証       4,800,000,000       118.36       118.74       1.800000       3.27	Ĺ		14	券	4,700,000,000		6,102,010,000	2034/09/20	0.00		
9     8 8 2 0 年国債     日本     国債証     5,360,000,000     112.46     112.50     2.300000     3.46       10     1 3 0 年国債     日本     国債証     4,850,000,000     123.19     123.30     2.800000     3.43       11     9 4 2 0 年国債     日本     国債証     5,200,000,000     112.88     112.93     2.100000     3.37       12     9 5 2 0 年国債     日本     国債証     5,105,000,000     114.65     114.69     2.300000     3.36       13     8 3 0 年国債     日本     国債証     4,800,000,000     118.36     118.74     1.800000     3.27	l g	75 20年国債	口木	国債証	5 574 000 000		108.82	2.100000	3 48		
9       8 8 2 0 年国債       日本       券       5,360,000,000       6,027,963,200       6,030,160,800       2026/06/20       3.46         10       1 3 0 年国債       日本       国債証       4,850,000,000       123.19       123.30       2.800000       3.43         11       9 4 2 0 年国債       日本       国債証       5,200,000,000       112.88       112.93       2.100000       3.37         12       9 5 2 0 年国債       日本       国債証       5,105,000,000       114.65       114.69       2.300000       3.36         13       8 3 0 年国債       日本       国債証       4,800,000,000       118.36       118.74       1.800000       3.27	L	7.3.2.4.十四段	1 1	券	0,07 1,000,000		6,066,016,980	2025/03/20	0.10		
特別	a	88 20年国債	日本	国債証	5 360 000 000	112.46	112.50	2.300000	3 46		
10     1     3 0 年国債     日本     券     4,850,000,000     5,975,054,500     5,980,098,500     2029/09/20     3.43       11     9 4     2 0 年国債     日本     国債証     5,200,000,000     112.88     112.93     2.100000     3.37       12     9 5     2 0 年国債     日本     国債証     5,105,000,000     114.65     114.69     2.300000     3.36       13     8     3 0 年国債     日本     国債証     4,800,000,000     118.36     118.74     1.800000     3.27			1 1	券	0,000,000,000		6,030,160,800	2026/06/20	0.10		
11     94 2 0 年国債     日本     国債証     5,975,054,500     5,980,098,500     2029/09/20       11     94 2 0 年国債     日本     国債証     5,200,000,000     112.88     112.93     2.100000     3.37       12     95 2 0 年国債     日本     国債証     5,105,000,000     114.65     114.69     2.300000     3.36       13     8 3 0 年国債     日本     国債証     4,800,000,000     118.36     118.74     1.800000     3.27	10	1 30年国債	日本	国債証	4 850 000 000	123.19	123.30	2.800000	3 43		
11     94     20年国債     日本     劳     5,200,000,000     5,870,228,000     5,872,620,000     2027/03/20     3.37       12     95     20年国債     日本     国債証     5,105,000,000     114.65     114.69     2.300000     3.36       13     8     30年国債     日本     国債証     4,800,000,000     118.36     118.74     1.800000     3.27			1 1	券	1,000,000,000	5,975,054,500	5,980,098,500	2029/09/20	0.10		
12     95 20年国債     日本     国債証     5,870,228,000     5,872,620,000     2027/03/20       12     95 20年国債     日本     国債証     5,105,000,000     114.65     114.69     2.300000     3.36       13     8 30年国債     日本     国債証     4,800,000,000     118.36     118.74     1.800000     3.27	11	94 20年国債	日本	国債証	5 200 000 000	112.88	112.93	2.100000	3 37		
12     95     20年国債     日本     5,105,000,000     5,852,984,600     5,855,230,800     2027/06/20     3.36       13     8     30年国債     日本     4,800,000,000     118.36     118.74     1.800000     3.27	L		н т	券			5,872,620,000	2027/03/20	0.07		
13 8 3 0 年国債     日本       5,852,984,600     5,855,230,800     2027/06/20       118.36     118.74     1.800000       3.27	12	95 20年国債	日本	国債証	5.105.000 000	114.65	114.69	2.300000	3.36		
13   8   3   3   5   5   6   6   7   7   7   7   7   7   7   7	Ĺ		H 'T'	券	2,100,000	5,852,984,600	5,855,230,800	2027/06/20	5.00		
	13	8 30年国債	日本	国債証	4.800.000 000	118.36	118.74	1.800000	3.27		
	Ĺ		ロゲ	券	1,000,000	5,681,328,000	5,699,808,000	2032/11/22	0.27		

						1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	· 庙出書(内国:	又具旧武	
11	101 20年国債	□ <del>*</del>	国債証	4,860,000,000	116.94	117.00	2.400000	3.26	
14	101 20千国原	山华	券	4,000,000,000	5,683,332,600	5,686,491,600	2028/03/20	3.20	
15	19 30年国債	日本	国債証	4,400,000,000	127.81	128.14	2.300000	3.24	
15	17 30 千国原	口华	券	4,400,000,000	5,623,992,000	5,638,512,000	2035/06/20	3.24	
16	86 20年国債	日本	国債証	5,000,000,000	111.92	111.92	2.300000	3.21	
10	00 20 牛国頂	口华	券	5,000,000,000	5,596,100,000	5,596,200,000	2026/03/20	3.21	
17	70 20年国債	日本	国債証	5,038,000,000	108.23	108.17	2.400000	3.13	
17	/ 0 20 千国頃	口华	券	5,036,000,000	5,452,924,400	5,450,007,640	2024/06/20	3.13	
10	80 20年国債	日本	国債証	4,973,000,000	109.36	109.36	2.100000	3.12	
10	00 20千国頃	口华	券	4,973,000,000	5,438,744,150	5,438,820,910	2025/06/20	3.12	
10	1/15 20年閏隻	□ <del>*</del>	国債証	4 600 000 000	117.76	118.10	1.700000	2.42	
19	145 20年国債	口华	券	4,600,000,000	5,417,052,000	5,432,692,000	2033/06/20	3.12	
00	446 20年		国債証	4 500 000 000	119.04	119.19	2.200000	2.00	
20	116 20年国債	日本	券	4,500,000,000	5,356,800,000	5,363,685,000	2030/03/20	3.08	
24	15 30年国債 日本	□ <b>★</b>	国債証	4 400 000 000	128.99	129.37	2.500000	2.04	
21	10 30年国頃	日本	券	4,100,000,000	5,288,795,000	5,304,211,000	2034/06/20	3.04	
00	420 20年		国債証	証 4,500,000,000	117.16	117.43	1.800000	3.03	
22	130 20年国債 日本	日本	券		5,272,335,000	5,284,530,000	2031/09/20		
00	440 20年		国債証	4 500 000 000	116.52	116.59	2.100000	0.04	
23	110 20年国債	日本	券	4,500,000,000	5,243,580,000	5,246,595,000	2029/03/20	3.01	
- 1	4 20年早年		国債証	0.000.000.000	126.82	127.03	2.900000	0.77	
24	4 30年国債	①年国債 日本		4,819,388,000	4,827,216,000	2030/11/20	2.77		
٥٥	(2.20年日唐	n+	国債証	4 000 000 000	104.35	104.30	1.800000	0.75	
25	63 20年国債	0年国債 日本		4,800,478,000	4,798,122,000	2023/06/20	2.75		
00	(0.20年日唐		国債証	4 005 000 000	107.01	106.94	2.200000	0.05	
26	68 20年国債	日本	券	4,325,000,000	4,628,182,500	4,625,155,000	2024/03/20	2.65	
	56.20年同唐		国債証	4 500 000 000	102.69	102.59	2.000000	0.05	
27	56 20年国債 日本	20年国債  日本	日本 4,500,000 券		4,500,000,000	4,621,365,000	4,616,730,000	2022/06/20	2.65
-			国債証	117.28	117.16	1.900000	0.45		
28	121 20年国債 日本		3,200,000,000 券		3,753,248,000	3,749,216,000	2030/09/20	2.15	
			国債証		117.46	117.49	2.400000		
29	V2 2V牛国債 	20年国債 日本 券 3,000,000,000		3,000,000,000	3,523,920,000	3,524,850,000	2028/06/20	2.02	
	405 005		国債証		120.93	120.78	2.200000		
30	125 20年国債	日本 	券	2,000,000,000	2,418,640,000	2,415,660,000	2031/03/20	1.39	
			77						

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

# 口.投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	99.45%
合計	99.45%

EDINET提出書類 大和アセットマネジメント株式会社(E06748) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- (注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。
- ハ.投資株式の業種別投資比率 該当事項はありません。

投資不動産物件 該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの 該当事項はありません。

(参考情報)運用実績

#### ● ダイワ日本国債ファンド(年1回決算型)

2021年3月31日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

## 基準価額・純資産の推移



※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。

「分配金再投資基準価額」の機落率です。 ※基準価額の計算において運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

## 分配の推移(10,000口当たり、税引前)

		直近1年	間分配金	合計額:	0円	設定来	分配金合	計額:	0円		
決算期	第 1 期 14年3月							第8期 21年3月			
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	570925		

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

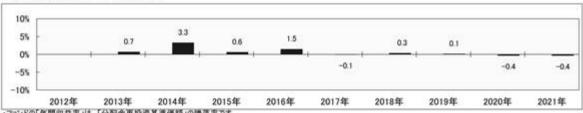
#### 主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

資産別構成	銘柄数	比率	債券ボートフォリオ	特性値	組入上位10銘柄	利率(5)	償還日	比率
国内債券	33	99.4%	直接利回り(%)	1.9	54 20年国債	2.200	2021/12/20	6.5%
国内债券先物	-	-	最終利回り(%)	0.0	59 20年国債	1.700	2022/12/20	4.0%
コール・ローン、その他		0.6%	修正デュレーション	6.9	6 30年国債	2.400	2031/11/20	3.7%
合計	33	100.0%	残存年数	7.6	12 30年国債	2.100	2033/09/20	3.6%
债券種別構成 比率		比率	格付別構成	比率	20 30年国債	2.500	2035/09/20	3.5%
国債		99.4%	AAA	100.0%	140 20年国債	1.700	2032/09/20	3.5%
			AA	-	16 30年国債	2.500	2034/09/20	3.5%
			A	-	75 20年国債	2.100	2025/03/20	3.5%
			BBB	17.	88 20年国債	2.300	2026/06/20	3.5%
			BB	-	1 30年国債	2.800	2029/09/20	3.4%
合計		99.4%	合計	100.0%	合計			38.8%

# 年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

<sup>※</sup>格付別構成の比率は、債券ボートフォリオに対するものです。 ※格付別構成については、R81、JCR、Moody's、S&P、Fitchの格付けのうち最も高いものを採用し、算出しています。

<sup>・</sup>ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の機落率です。 ・2013年は設定日(7月26日)から年末、2021年は3月31日までの機落率を表しています。

#### 第2 【管理及び運営】

## 1 【申込(販売)手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約(以下「別に定める契約」といいます。)を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

お買付価額(1万口当たり)は、お買付申込受付日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み(当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することができます。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

# 2 【換金(解約)手続等】

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた換金の申込み(当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

#### <一部解約>

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額(基準価額)は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先(委託会社)

電話番号(コールセンター) 0120-106212

(営業日の9:00~17:00)

・委託会社のホームページ

アドレス https://www.daiwa-am.co.jp/

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、当該計算日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して 4営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の 請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数 と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口 数の減少の記載または記録が行なわれます。

# 3 【資産管理等の概要】

## (1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価(注1、注2)により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

#### (注1) 当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

・マザーファンドの受益証券:計算日の基準価額で評価します。

## (注2)マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・わが国の公社債:原則として、次に掲げるいずれかの価額で評価します。
  - 1. 日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値)
  - 2. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く。)
  - 3. 価格情報会社の提供する価額

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先(委託会社) 電話番号(コールセンター) 0120-106212

(営業日の9:00~17:00)

・委託会社のホームページ

アドレス https://www.daiwa-am.co.jp/

#### (2) 【保管】

該当事項はありません。

#### (3) 【信託期間】

2013年7月26日から2028年3月10日までとします。ただし、(5) により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と 合意のうえ、信託期間を延長することができます。

#### (4) 【計算期間】

毎年3月11日から翌年3月10日までとします。ただし、第1計算期間は、2013年7月26日から2014年3月 10日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始される ものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

## (5) 【その他】

信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが 受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意 のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、 あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- 2. 委託会社は、前1.の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- 3.前2.の書面決議において、受益者(委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3.において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 4.前2.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 5.前2.から前4.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前2.から前4.までの手続きを行なうことが困難な場合も同じとします。
- 6.委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 7. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、 の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- 8. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### 信託約款の変更等

- 1.委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は本の1.から7.までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- 2.委託会社は、前1.の事項(前1.の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前1.の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- 3.前2.の書面決議において、受益者(委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3.において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- 4.前2.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 5. 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- 6.前2.から前5.までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- 7.前1.から前6.までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1. から前7.までの規定にしたがいます。

#### 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権 買取請求の規定の適用を受けません。

#### 運用報告書

- 1.委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書(投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める運用報告書)を計算期間の末日ごとに作成し、信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
- 2. 委託会社は、運用報告書(全体版)(投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書)を作成し、委託会社のホームページに掲載します。
  - ・委託会社のホームページ

アドレス https://www.daiwa-am.co.jp/

3.前2.の規定にかかわらず、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、これを交付します。

#### 公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.daiwa-am.co.jp/

2.前1.の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月(または3か月)前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

#### 4 【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

収益分配金および償還金にかかる請求権

受益者は、収益分配金(分配金額は、委託会社が決定します。)および償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、 当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社 の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

## 換金請求権

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金 (解約)手続等」をご参照下さい。

## 第3 【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵 省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総 理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期計算期間 (2020年3月11日から2021年3月10日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

# 1【財務諸表】

ダイワ日本国債ファンド(年1回決算型)

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第7期 2020年3月10日現在	第8期 2021年3月10日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	46,051,312	28,467,914
親投資信託受益証券	13,858,586,712	12,918,982,282
未収入金	44,507,124	3,806,043
流動資産合計	13,949,145,148	12,951,256,239
資産合計	13,949,145,148	12,951,256,239
負債の部		
流動負債		
未払解約金	86,321,426	12,585,512
未払受託者報酬	2,264,491	2,151,231
未払委託者報酬	11,322,622	10,756,397
その他未払費用	378,052	358,455
流動負債合計	100,286,591	25,851,595
負債合計	100,286,591	25,851,595
純資産の部		
元本等		
元本	1 12,946,726,275	1 12,240,717,916
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	902,132,282	684,686,728
(分配準備積立金)	133,315,441	101,076,159
元本等合計	13,848,858,557	12,925,404,644
純資産合計	13,848,858,557	12,925,404,644
負債純資産合計	13,949,145,148	12,951,256,239

# (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第7期 自 2019年3月12日 至 2020年3月10日	第8期 自 2020年3月11日 至 2021年3月10日
営業収益		
受取利息	28	295
有価証券売買等損益	48,218,966	146,051,858
営業収益合計	48,218,994	146,051,563
営業費用		
支払利息	13,032	6,989
受託者報酬	4,421,845	4,315,146
委託者報酬	22,109,556	21,576,162
その他費用	744,378	719,187
営業費用合計	27,288,811	26,617,484
営業利益又は営業損失( )	20,930,183	172,669,047
経常利益又は経常損失()	20,930,183	172,669,047
当期純利益又は当期純損失( )	20,930,183	172,669,047
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約 に伴う当期純損失金額の分配額( )	15,101,595	23,538,220
期首剰余金又は期首欠損金()	793,180,397	902,132,282
剰余金増加額又は欠損金減少額	306,116,433	167,768,682
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	306,116,433	167,768,682
剰余金減少額又は欠損金増加額	202,993,136	236,083,409
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	202,993,136	236,083,409
分配金	1 -	1 -
期末剰余金又は期末欠損金()	902,132,282	684,686,728

# (3) 【注記表】

# (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	第8期
区分	自 2020年3月11日
	至 2021年3月10日
有価証券の評価基準及び評価	親投資信託受益証券
方法	
	移動平均法に基づき、時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて
	評価しております。

# (貸借対照表に関する注記)

		∇ Δ	第7期	第8期
	区分		2020年3月10日現在	2021年3月10日現在
1.	1	期首元本額	11,724,218,515円	12,946,726,275円
		期中追加設定元本額	4,180,888,803円	2,713,687,895円
		期中一部解約元本額	2,958,381,043円	3,419,696,254円
2.		計算期間末日における受益	12,946,726,275□	12,240,717,916口
		権の総数		

# (損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第7期	第8期
区分	自 2019年3月12日	自 2020年3月11日
	至 2020年3月10日	至 2021年3月10日

_				有"""" 有""" 有""" 有""" 有""" 有""" 有""" 有"
	1 分配金の計算	過程	計算期間末における解約に伴	計算期間末における解約に伴
			う当期純利益金額分配後の配	う当期純利益金額分配後の配
			当等収益から費用を控除した	当等収益から費用を控除した
			額(0円)、解約に伴う当期	額(0円)、解約に伴う当期
			純利益金額分配後の有価証券	純利益金額分配後の有価証券
			売買等損益から費用を控除	売買等損益から費用を控除
			し、繰越欠損金を補填した額	し、繰越欠損金を補填した額
			(5,829,136円)、投資信託	(0円)、投資信託約款に規
			約款に規定される収益調整金	定される収益調整金
			(768,828,259円)及び分配	(583,625,105円)及び分配
			準備積立金(127,486,305	準備積立金(101,076,159
			円)より分配対象額は	円)より分配対象額は
			902,143,700円(1万口当たり	684,701,264円(1万口当たり
			696.81円)であり、分配を	559.36円)であり、分配を
			行っておりません。	行っておりません。

# (金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

		Ţ	
		第8期	
	区分	自 2020年3月11日	
		至 2021年3月10日	
1.	金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4	
		項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用	
		の基本方針」に従っております。	
2.	金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資しております。	
3.	金融商品に係るリスク管理体制	変動等)、信用リスク、流動性リスクであります。	

4. 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が ない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該 価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、 異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもありま す。

#### 金融商品の時価等に関する事項

区分		第8期	
		2021年3月10日現在	
1.	金融商品の時価及び貸借対照表	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額	
	計上額との差額	と時価との差額はありません。	
2.	金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。	
		(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等	
		これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しい	
		ことから、当該帳簿価額を時価としております。	

# (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

	第7期	第8期	
2020年3月10日現在		2021年3月10日現在	
種類	当計算期間の損益に	当計算期間の損益に	
	含まれた評価差額(円)	含まれた評価差額(円)	
親投資信託受益証券	37,419,853	130,432,493	
合計 37,419,853		130,432,493	

# (デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第7期	第8期
2020年3月10日現在	2021年3月10日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
第8期
自 2020年3月11日
至 2021年3月10日

市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

## (1口当たり情報)

	第7期	第8期	
	2020年3月10日現在	2021年3月10日現在	
1口当たり純資産額	1.0697円	1.0559円	
(1万口当たり純資産額)	(10,697円)	(10,559円)	

## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

(1) 株式該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

種類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益 証券	ダイワ日本国債マザーファンド	10,288,271,309	12,918,982,282	
親投資信託受益証券 合計			12,918,982,282	
合計			12,918,982,282	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

# 第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

# (参考)

当ファンドは、「ダイワ日本国債マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。 なお、当ファンドの計算期間末日(以下、「期末日」)における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「ダイワ日本国債マザーファンド」の状況 以下に記載した情報は監査の対象外であります。

# 貸借対照表

	,	2020年3月10日現在	2021年3月10日現在
		金 額(円)	金 額(円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		763,035,473	481,091,926
国債証券		204,251,204,530	173,936,414,310
未収利息	,	1,282,394,027	1,112,389,583
前払費用		11,656,409	27,910,119
流動資産合計		206,308,290,439	175,557,805,938
資産合計		206,308,290,439	175,557,805,938
負債の部			
流動負債			
未払解約金		143,931,932	117,771,953
流動負債合計		143,931,932	117,771,953
負債合計		143,931,932	117,771,953
純資産の部			
元本等			
元本	1	162,410,813,865	139,709,426,920
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金()		43,753,544,642	35,730,607,065
元本等合計		206,164,358,507	175,440,033,985
純資産合計		206,164,358,507	175,440,033,985
負債純資産合計		206,308,290,439	175,557,805,938

# 注記表

# (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

		自 2020年3月11日
	区分	至 2021年3月10日
Ī	有価証券の評価基準及び評価	国債証券
	方法	

個別法に基づき、時価で評価しております。

時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額 (但し、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額 又は日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)等で評価して おります。

なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が 時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務 に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と 協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価して おります。

#### (貸借対照表に関する注記)

	図 (京長に関する注記) 区分	2020年3月10日現在	
1. 1		2019年3月12日	2020年3月11日
	期首元本額	185,551,618,583円	162,410,813,865円
	期中追加設定元本額	4,154,208,923円	2,556,136,330円
	期中一部解約元本額	27,295,013,641円	25,257,523,275円
	期末元本額の内訳		
ファ	ンド名		
	ダイワ日本国債ファンド V A	4,055,796円	166,931円
	(適格機関投資家専用)		
	安定重視ポートフォリオ (奇	212,175,000円	195,438,238円
	数月分配型)		
	6 資産バランスファンド (分	261,312,434円	242,369,093円
	配型)		
	6 資産バランスファンド(成	144,874,866円	142,497,198円
	長型)		
	ダイワ日本国債ファンド(毎	150,538,033,443円	128,568,384,459円
	月分配型)		
	世界6資産均等分散ファンド	81,004,476円	75,465,017円
	(毎月分配型)	40,000,500	05 000 457
	ダイワ・株 / 債券 / コモディ	42,936,530円	35,832,457円
	ティ・バランスファンド	10 017 420 942	10 200 271 200
	ダイワ日本国債ファンド (年 1回決算型)	10,917,430,843円	10,288,271,309円
	「四次昇至) ダイワ・ニッポン応援ファン	208,990,477円	161,002,218円
	ドVol.4 - 日本の真価 -	200,000,477	101,002,210[]
	(国債コース)		
   計	(HRT A)	162,410,813,865円	139,709,426,920円
"'		.5=,, 5, 500/ 3	.55,155,125,525(3
2.	期末日における受益権の総数	162,410,813,865□	139,709,426,920 🗆

# (金融商品に関する注記)

# 金融商品の状況に関する事項

区分		自 2020年3月11日
	<u> </u>	至 2021年3月10日
1.	金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4
		項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用
		の基本方針」に従っております。
2.	金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及
		び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しておりま
		す。
		これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク(価格変動、金利
		変動等)、信用リスク、流動性リスクであります。
3.	金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を
		行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、
		リスクの種類毎に行っております。
4.	金融商品の時価等に関する事項	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が
	についての補足説明	ない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該
		価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、
		異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもありま
		す。

# 金融商品の時価等に関する事項

区分		2021年3月10日現在	
1.	金融商品の時価及び貸借対照表 計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2.	金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。	
		(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	

# (有価証券に関する注記)

# 売買目的有価証券

	2020年3月10日現在 2021年3月10日現在	
種類	当期間の損益に	当期間の損益に
	含まれた評価差額(円)	含まれた評価差額(円)

国債証券	3,009,917,430	4,192,038,690
合計	3,009,917,430	4,192,038,690

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間(2019年3月 12日から2020年3月10日まで、及び2020年3月11日から2021年3月10日まで)を指して おります。

# (デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

2020年3月10日現在	2021年3月10日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

# (1口当たり情報)

	2020年3月10日現在	2021年3月10日現在
1口当たり純資産額	1.2694円	1.2557円
(1万口当たり純資産額)	(12,694円)	(12,557円)

## 附属明細表

# 第1 有価証券明細表

(1) 株式該当事項はありません。

# (2) 株式以外の有価証券

種類	類 銘 柄	券面総額	評価額	備考
作里 犬只 		(円)	(円)	佣写
国債証券	1 30年国債	4,850,000,000	5,975,054,500	
	4 30年国債	3,800,000,000	4,819,388,000	
	6 30年国債	5,250,000,000	6,493,462,500	
	8 30年国債	4,800,000,000	5,681,328,000	
	1 2 3 0 年国債	5,100,000,000	6,269,022,000	
	15 30年国債	4,100,000,000	5,288,795,000	
	16 30年国債	4,700,000,000	6,083,821,000	
	19 30年国債	4,400,000,000	5,623,992,000	
	2 0 3 0 年国債	4,700,000,000	6,156,671,000	
	5 4 2 0 年国債	11,187,000,000	11,388,589,740	
	5 6 2 0 年国債	4,500,000,000	4,621,365,000	
	5 9 2 0 年国債	7,295,000,000	7,530,190,800	

			<u> </u>
6 3 2 0 年国債	6,400,000,000	6,678,976,000	
6 4 2 0 年国債	4,200,000,000	4,414,032,000	
68 20年国債	5,025,000,000	5,377,252,500	
7 0 2 0 年国債	5,438,000,000	5,885,873,680	
7 5 2 0 年国債	6,374,000,000	6,937,844,040	
8 0 2 0 年国債	4,173,000,000	4,563,384,150	
8 6 2 0 年国債	5,000,000,000	5,596,100,000	
88 20年国債	5,360,000,000	6,027,963,200	
9 4 2 0 年国債	5,200,000,000	5,870,228,000	
9 5 2 0 年国債	5,105,000,000	5,852,984,600	
101 20年国債	4,860,000,000	5,683,332,600	
102 20年国債	3,000,000,000	3,523,920,000	
106 20年国債	2,000,000,000	2,329,500,000	
1 1 0 2 0 年国債	4,500,000,000	5,243,580,000	
1 1 1 2 0 年国債	500,000,000	588,850,000	
1 1 6 2 0 年国債	4,900,000,000	5,833,352,000	
121 20年国債	700,000,000	818,923,000	
1 3 0 2 0 年国債	4,500,000,000	5,272,335,000	
1 4 0 2 0 年国債	5,200,000,000	6,089,252,000	
1 4 5 2 0 年国債	4,600,000,000	5,417,052,000	
国債証券 合計		173,936,414,310	
슴計		173,936,414,310	

# 第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。

## 2 【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

2021年3月31日

資産総額 13,212,366,005円 負債総額 20,874,577円 純資産総額( - ) 13,191,491,428円 発行済数量 12,469,264,388口 1単位当たり純資産額( / ) 1.0579円

# (参考) ダイワ日本国債マザーファンド

#### 純資産額計算書

2021年3月31日

資産総額 174,304,776,038円 負債総額 59,026,734円 純資産総額( - ) 174,245,749,304円 発行済数量 138,486,601,075口 1単位当たり純資産額( / ) 1.2582円

#### 第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 名義書換えの手続き等該当事項はありません。
- (2) 受益者に対する特典 ありません。
- (3) 譲渡制限の内容 譲渡制限はありません。

#### (4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

#### (5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載 または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### (6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

#### (7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等 に再分割できるものとします。

受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行ないます。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託会社が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託会社が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

## (8) 償還金

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前 において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された 受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則 として取得申込者とします。)に支払います。

## (9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、 一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほ か、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

# 第三部 【委託会社等の情報】

#### 第1 【委託会社等の概況】

#### 1 【委託会社等の概況】

#### a. 資本金の額

2021年3月末日現在

資本金の額 151億7,427万2,500円

発行可能株式総数 799万9,980株 発行済株式総数 260万8,525株

過去5年間における資本金の額の増減:該当事項はありません。

#### b. 委託会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、4名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

#### 投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

## イ.商品会議

ファンド設立時に経営会議の分科会である商品会議を開催し、ファンドの新規設定を決定します。

#### 口. 商品担当役員

商品担当役員は、ファンド設立の趣旨に沿って、各ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を決定します。

#### 八.運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

## 二.運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された 基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから 提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、 承認します。

#### ホ. 運用審査会議、リスクマネジメント会議および経営会議

・運用審査会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用実績の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

・リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての 報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

・経営会議

法令等の遵守状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

#### 2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託 の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を 行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

2021年3月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託(親投資信託を除きます。)は次のとおりです。

基本的性格	本数 (本)	純資産額の合計額(百万円)
単位型株式投資信託	41	80,646
追加型株式投資信託	735	20,466,276
株式投資信託 合計	776	20,546,922
単位型公社債投資信託 54		165,335
追加型公社債投資信託	14	1,561,179
公社債投資信託 合計	68	1,726,514
総合計	844	22,273,436

#### 3 【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第 59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等 に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

なお、当中間会計期間(2020年4月1日から2020年9月30日まで)は、改正府令附則第3条第1項 ただし書きにより、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第61期事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。

また、第62期事業年度に係る中間会計期間(2020年4月1日から2020年9月30日まで)の中間財務 諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

3.財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

#### (1) 【貸借対照表】

(単位:百万円)

	前事業年度 (2019年 3 月31日)	当事業年度 (2020年 3 月31日)		
 資産の部				
流動資産				
現金・預金	28,489	2,741		
有価証券	554	22,167		
前払費用	214	205		
未収委託者報酬	11,468	10,847		
未収収益	98	63		
その他	56	62		
流動資産計	40,882	36,088		
固定資産				
有形固定資産	1 206	1 217		
建物	10	7		
器具備品	195	209		
無形固定資産	2,821	2,362		

		有侧趾分曲山青 ( 内国权具信託)
ソフトウェア	2,804	2,028
ソフトウェア仮勘定	17	333
投資その他の資産	12,799	15,844
投資有価証券	8,493	9,153
関係会社株式	1,836	3,972
出資金	183	183
長期差入保証金	1,070	1,069
繰延税金資産	1,183	1,431
その他	31	33
固定資産計	15,827	18,424
 資産合計	56,709	54,512

(単位:百万円)

	前事業年度 (2019年 3 月31日)	当事業年度 (2020年 3 月31日)	
負債の部			
流動負債			
預り金	75	69	
未払金	8,548	7,573	
未払収益分配金	15	14	
未払償還金	40	39	
未払手数料	4,610	3,988	
その他未払金	2 3,882	2 3,530	
未払費用	3,735	3,830	
未払法人税等	726	656	
未払消費税等	255	590	
賞与引当金	725	688	
その他	2	Ę	
流動負債計	14,070	13,414	
固定負債			
退職給付引当金	2,389	2,574	
役員退職慰労引当金	103	88	
その他	2	5	
固定負債計	2,496	2,667	
負債合計	16,567	16,082	
純資産の部			

株主資本

資本金	15,174	15,174
資本剰余金		
資本準備金	11,495	11,495
資本剰余金合計	11,495	11,495
利益剰余金		
利益準備金	374	374
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	13,052	11,749
利益剰余金合計	13,426	12,123
株主資本合計	40,096	38,793
 評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	46	363
 評価・換算差額等合計	46	363
——— 純資産合計	40,142	38,430
 負債・純資産合計	56,709	54,512

# (2) 【損益計算書】

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2018年 4 月 1 日 至 2019年 3 月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
営業収益			
委託者報酬	76,052	69,550	
その他営業収益	673	583	
営業収益計	76,725	70,134	
営業費用			
支払手数料	35,789	31,120	
広告宣伝費	694	745	
調査費	9,066	8,858	
調査費	1,057	1,188	
委託調査費	8,009	7,670	
委託計算費	1,351	1,410	
営業雑経費	1,557	1,770	
通信費	228	240	
印刷費	513	524	
協会費	55	56	
諸会費	13	13	
その他営業雑経費	746	936	
営業費用計	48,459	43,906	
6.0. ケケ TED ま			

一般管理費

		日间证为旧山首 ( 7) 自汉县后心
給料	5,755	5,793
役員報酬	373	374
給料・手当	4,145	4,335
賞与	510	395
賞与引当金繰入額	725	688
福利厚生費	796	838
交際費	64	62
旅費交通費	178	154
租税公課	472	451
不動産賃借料	1,291	1,299
退職給付費用	374	368
役員退職慰労引当金繰入額	34	37
固定資産減価償却費	907	925
諸経費	1,819	1,770
一般管理費計	11,693	11,702
営業利益	16,572	14,525
·		

(単位:百万円)

	前事業年度 当事業年度 (自 2018年4月1日 (自 2019年4月1日 至 2019年3月31 至 2020年3月31日)		
営業外収益			
受取配当金	38	912	
投資有価証券売却益	215	214	
有価証券償還益	133	24	
その他	134	78	
営業外収益計	521	1,230	
営業外費用			
有価証券償還損	32	71	
投資有価証券売却損	40	1	
その他	60	54	
営業外費用計	132	127	
経常利益	16,961	15,629	
特別損失			
システム刷新関連費用	-	537	
投資有価証券評価損	-	48	
関係会社整理損失	29	-	
特別損失計	29	585	
税引前当期純利益	16,931	15,043	
法人税、住民税及び事業税	5,076	4,555	
法人税等調整額	15	78	

法人税等合計	5,060	4,477
当期純利益	11,870	10,566

# (3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年4月1日至 2019年3月31日)

(単位:百万円)

		株主資本				
		資本剰余金利益剰余金				
				その他利益		
	資本金	資本準備金	利益準備金	剰余金	利益剰余金	株主資本合計
		貝平竿佣立	<b>利益华</b> 佣金	繰越利益	合計	
				剰余金		
当期首残高	15,174	11,495	374	13,850	14,225	40,895
当期変動額						
剰余金の配当	•	•	•	12,669	12,669	12,669
当期純利益	•	ı	ı	11,870	11,870	11,870
株主資本以外の						
項目の当期変動	-	-	-	-	-	-
額(純額)						
当期変動額合計	-	-	-	798	798	798
当期末残高	15,174	11,495	374	13,052	13,426	40,096

	評価・換		
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	216	216	41,112
当期変動額			
剰余金の配当	•	ı	12,669
当期純利益	•	ı	11,870
株主資本以外の			
項目の当期変動 額(純額)	170	170	170
当期変動額合計	170	170	969
当期末残高	46	46	40,142

当事業年度(自 2019年4月1日至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本					
		資本剰余金		利益剰余金		
				その他利益		
	資本金	     資本準備金	┃ ┃ ┃ 利益準備金	剰余金	利益剰余金	株主資本合計
		貝本华佣立 	利益华佣並 	繰越利益	合計	
				剰余金		
当期首残高	15,174	11,495	374	13,052	13,426	40,096
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	11,868	11,868	11,868
当期純利益	•	-	-	10,566	10,566	10,566
株主資本以外の						
項目の当期変動	-	-	-	-	-	-
額(純額)						
当期変動額合計	-	-	-	1,302	1,302	1,302
当期末残高	15,174	11,495	374	11,749	12,123	38,793

	評価・換	算差額等	
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	46	46	40,142
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	11,868
当期純利益	•	-	10,566
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	410	410	410
当期変動額合計	410	410	410
当期末残高	363	363	38,430

## 注記事項

# (重要な会計方針)

- 1.有価証券の評価基準及び評価方法
  - (1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法により計上しております。

# (2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は 移動平均法により算定)を採用しております。 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

#### 2.固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 8~18年

器具備品 4~17年

(2)無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間 (5年間)に基づく定額法によっております。

#### 3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

#### 4.消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

5.連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

6.連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

#### (未適用の会計基準等)

- 1. 収益認識に関する会計基準等
  - ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日)

・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月 30日)

#### (1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1:顧客との契約を識別する。

ステップ2:契約における履行義務を識別する。

ステップ3:取引価格を算定する。

ステップ4:契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5:履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

## (2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- 2. 時価の算定に関する会計基準等
  - ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
  - ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年 7月4日)
  - ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)

## (1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- (2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

# (表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「受取配当金」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業外収益」の「その他」に表示していた172百万円は、「受取配当金」38百万円、「その他」134百万円として組替えております。

## (貸借対照表関係)

#### 1 有形固定資産の減価償却累計額

10/1/		
	前事業年度	当事業年度
	(2019年3月31日)	(2020年3月31日)
建物	31百万円	34百万円
器具備品	264百万円	276百万円

## 2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度	当事業年度
	(2019年3月31日)	(2020年3月31日)
 未払金	3,788百万円	

#### 3 保証債務

# 前事業年度(2019年3月31日)

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,719百万円に対して保証を行っております。

## 当事業年度(2020年3月31日)

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,603百万円に対して保証を行っております。

## (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				_
普通株式	2,608	1	1	2,608
合 計	2,608	-	-	2,608

## 2.配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額(百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年 6 月25日 定時株主総会	普通株式	12,669	4,857	2018年 3 月31日	2018年 6 月26日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 2019年6月21日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり 提案しております。

剰余金の配当の総額
 11,868百万円
 配当の原資
 利益剰余金
 1 株当たり配当額
 4,550円
 基準日
 2019年3月31日
 効力発生日
 2019年6月24日

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

		当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済榜	<b>大</b> 式				
普通榜	<b>大</b> 式	2,608	1	-	2,608
合	計	2,608	-	-	2,608

## 2.配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額(百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年 6 月21日 定時株主総会	普通株式	11,868	4,550	2019年 3 月31日	2019年 6 月24日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 2020年6月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり 提案しております。

剰余金の配当の総額
 10,564百万円
 配当の原資
 1株当たり配当額
 4,050円
 基準日
 効力発生日
 2020年3月31日
 効力発生日

## (金融商品関係)

#### 1.金融商品の状況に関する事項

#### (1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金 運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

#### (2)金融商品の内容及びそのリスク

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、証券投資信託、株式であります。証券投資信託は事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式、子会社株式並びに関連会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式、子会社株式及び関連会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。

未払手数料は証券投資信託の販売に係る代行手数料の未払額であります。その他未払金は主に連結納税の親会社へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に関係する業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

市場リスクの管理

#### ( ) 為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

## ( )価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

#### 信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

#### 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)参照のこと)。

## 前事業年度(2019年3月31日)

(単位:百万円)

	貸借対照表	計上額(*1)	時価(*1)	差額
(1)現金・預金		28,489	28,489	-
(2)未収委託者報酬		11,468	11,468	-
(3)有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券		8,380	8,380	-
資産計		48,338	48,338	-
(1)未払手数料		(4,610)	(4,610)	-

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(2)その他未払金	(3,882)	(3,882)	-
(3)未払費用(*2)	(2,805)	(2,805)	-
負債計	(11,298)	(11,298)	-

- (\*1)負債に計上されているものについては、()で示しております。
- (\*2)未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

## 当事業年度(2020年3月31日)

(単位:百万円)

	貸借対照表	計上額(*1)	時価(*1)	差額
(1)現金・預金		2,741	2,741	-
(2)未収委託者報酬		10,847	10,847	-
(3)有価証券及び投資有価証券				
有価証券		21,900	21,900	-
その他有価証券		8,754	8,754	-
資産計		44,243	44,243	-
(1)未払手数料		(3,988)	(3,988)	-
(2)その他未払金		(3,530)	(3,530)	-
(3)未払費用(*2)		(2,889)	(2,889)	-
負債計		(10,408)	(10,408)	-

- (\*1)負債に計上されているものについては、( )で示しております。
- (\*2) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

#### (注1)金融商品の時価の算定方法

## 資 産

(1)現金・預金、並びに(2)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、証券投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項(有価証券関係)をご参照下さい。

#### 負債

(1)未払手数料、(2)その他未払金、並びに(3)未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:百万円)

区分	前事業年度 ( 2019年 3 月31日 )	当事業年度 (2020年 3 月31日)
(1)その他有価証券		
非上場株式	666	666
(2)子会社株式及び関連会社株式		
非上場株式	1,836	3,972

1,069

大和アセットマネジメント株式会社(E06748) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(3)長期差入保証金 1,070

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

#### (注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

## 前事業年度(2019年3月31日)

(単位:百万円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10年以内	10年超
現金・預金	28,489	-	1	-
未収委託者報酬	11,468	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	554	4,284	2,227	1,227
合計	40,512	4,284	2,227	1,227

## 当事業年度(2020年3月31日)

(単位:百万円)

		1 年超	5 年超	10年超	
	1 年以内	5 年以内	10年以内		
現金・預金	2,741	-	-	-	
未収委託者報酬	10,847	-	-	-	
有価証券及び投資有価証券					
有価証券	21,900	-	-	-	
その他有価証券のうち満期があるもの	267	3,463	1,184	-	
合計	35,756	3,463	1,184	-	

#### (有価証券関係)

## 1.子会社株式及び関連会社株式

## 前事業年度(2019年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 1,836百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## 当事業年度(2020年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 1,944百万円)及び関連会社株式(貸借対照表計上額 2,027百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## 2. その他有価証券

前事業年度(2019年3月31日)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの			
(1)株式	87	55	32
(2)その他	4,991	4,712	278
小計	5,079	4,767	311
貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの			
その他	3,301	3,560	258
小計	3,301	3,560	258
合計	8,380	8,328	52

(注)非上場株式(貸借対照表計上額 666百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

## 当事業年度(2020年3月31日)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額	
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	
貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの				
(1)株式	60	55	5	
(2)その他	3,004	2,772	232	
小計	3,064	2,827	237	
貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの				
その他	27,589	28,354	764	
小計	27,589	28,354	764	
合計	30,654	31,181	526	

(注)非上場株式(貸借対照表計上額 666百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

## 3.売却したその他有価証券

# 前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	
作里大只	(百万円)	(百万円)	(百万円)	
(1)株式	389	86	-	
(2)その他				
証券投資信託	3,517	128	40	
合計	3,907	215	40	

## 当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
(1)株式	-	-	-
(2)その他			

証券投資信託	1,492	214	1
合計	1,492	214	1

# 4.減損処理を行った有価証券

前事業年度において、該当事項はありません。

当事業年度において、証券投資信託について48百万円の減損処理を行っております。

# (退職給付関係)

# 1.採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付制度(退職一時金制度であります)及び確定拠出制度を採用しております。

# 2.確定給付制度

## (1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	3 /&IDI		
		前事業年度	当事業年度
	(自	2018年4月1日	(自 2019年4月1日
	至	2019年 3 月31日)	至 2020年3月31日)
退職給付債務の期		2,350百万	2,389百
首残高		円	万円
勤務費用		158	159
退職給付の支払 額		171	183
その他		52	207
退職給付債務の期 末残高		2,389	2,574

# (2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

		前事業年度		当事業年度
	(自	2018年4月1日	(自	2019年4月1日
	至	2019年3月31日)	至	2020年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務		2,389百万円		2,574百万円
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額		2,389		2,574
退職給付引当金		2,389		2,574

貸借対照表に計上された負債と		
	2,389	2.574
資産の姉頞	2,000	2,014

# (3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度			当事業年度		
	(自	2018年4月1日	(自	2019年4月1日		
	至	2019年3月31日)	至	2020年3月31日)		
勤務費用		158百万円		159百万円		
その他		41		27		
確定給付制度に係る退職給付費用		199		187		

### 3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度174百万円、当事業年度181百万円であります。

# (税効果会計関係)

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位:百万円) 当事業年度 前事業年度 (2019年3月31日) (2020年3月31日) 繰延税金資産 退職給付引当金 788 731 システム関連費用 170 198 177 賞与引当金 182 141 129 未払事業税 94 94 出資金評価損 32 47 投資有価証券評価損 399 その他 240 1,592 1,835 繰延税金資産小計 評価性引当額 164 173 繰延税金資産合計 1,428 1,661 繰延税金負債 連結法人間取引(譲渡 159 159 益) その他有価証券評価差 85 71 額金 繰延税金負債合計 244 230 繰延税金資産の純額 1,183 1,431

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

### 前事業年度(2019年3月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

## 当事業年度(2020年3月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

#### (セグメント情報等)

### 「セグメント情報 ]

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

### 「関連情報 ]

# 1.サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

### 2.地域ごとの情報

#### (1)営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

### (2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、 記載を省略しております。

# 3.主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

### [報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) 該当事項はありません。

# [報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報] 該当事項はありません。

# [報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報] 該当事項はありません。

### (関連当事者情報)

# 1.関連当事者との取引

# (ア)財務諸表提出会社の子会社

### 前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有) 直接100.0	経営管理	債務保証 (注1)	1,719	-	•
子会社	Daiwa Portfolio Advisory (India) Private Ltd.	India	1,207	金融商品取引業	(所有) 直接91.0	経営管理	有償減資 (注2)	3,293	-	-

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。
- (注2) 当該子会社における株主総会決議及びインド会社法法廷の承認に基づき払戻しを受けております。

# 当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有) 直接100.0	経営管理	債務保証 (注)	1,603	ı	-

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及び MASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額 に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

# (イ)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

# 前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金ま たは出資 金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注1)	科目	期末残高 (百万円) (注1)
同一の親 会社をも つ会社	大和証券㈱	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	1	証券投資信託受 益証券の募集販 売	証券投資信託 の代行手数料 (注2)	19,975	未払手数料	3,400
同一の親 会社をも つ会社	(株)大和総研 ビジネス・ イノベー ション	東京都江東区	3,000	情報 サービ ス業	-	ソフトウェアの 開発	ソフトウェア の購入 (注 3)	1,052	未払費用	173

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- (注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。
- (注3) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。
- (注4) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

### 当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金ま たは出資 金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注1)	科目	期末残高 (百万円) (注1)
同一の親 会社をも つ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受 益証券の募集販 売	証券投資信託 の代行手数料 (注2)	16,953	未払手数料	2,984
同一の親 会社をも つ会社	(株)大和総研 ビジネス・ イノベー ション	東京都江東区	3,000	情報 サービ ス業	-	ソフトウェアの 開発	ソフトウェア の購入 (注 3)	1,031	未払費用	224
同一の親 会社をも つ会社	大和プロパ ティ(株)	東京都中央区	100	不動産 管理業	-	本社ビルの管理	不動産の賃借 料(注4)	1,061	長期差入保 証金	1,054

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- (注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。
- (注3) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。
- (注4) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。
- 2.親会社に関する注記

株式会社大和証券グループ本社(東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場)

### (1株当たり情報)

	年度 4 月 1 日 3 月31日)		年度 4月1日 3月31日)
1 株当たり純資産額	15,389.06円	1株当たり純資産額	14,732.52円
1 株当たり当期純利益	4,550.81円	1 株当たり当期純利益	4,050.66円

(注1)潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注2)1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純利益(百万円)	11,870	10,566
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525	2,608,525

# (重要な後発事象)

該当事項はありません。

# 中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

(単位:百万円)

当中間会計期間 (2020年9月30日)

	, , , , , , ,
資産の部	
流動資産	
現金・預金	2,811
有価証券	12,910
未収委託者報酬	11,357
その他	360
流動資産合計	27,439
固定資産	
有形固定資産	1 226
無形固定資産	
ソフトウエア	1,720
その他	687
無形固定資産合計	2,408
投資その他の資産	
投資有価証券	10,638
関係会社株式	3,972
繰延税金資産	1,053
その他	1,286
投資その他の資産合計	16,951
固定資産合計	19,586
資産合計	47,025

# (単位:百万円)

# 当中間会計期間 (2020年9月30日)

負債の部	
流動負債	
未払金	5,860
未払費用	3,365
未払法人税等	594
賞与引当金	571
その他	2 608
流動負債合計	11,000
固定負債	
退職給付引当金	2,609
役員退職慰労引当金	110
その他	4
固定負債合計	2,724
負債合計	13,724
純資産の部	
株主資本	
資本金	15,174
資本剰余金	
資本準備金	11,495
資本剰余金合計	11,495
利益剰余金	
利益準備金	374
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	5,784
利益剰余金合計	6,158
株主資本合計	32,828
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	472
評価・換算差額等合計	472
純資産合計	33,301
負債・純資産合計	47,025

# (2)中間損益計算書

(単位:百万円)

当中間会計期間

(自 2020年4月1日

至 2020年9月30日)

	至 2020年9月30日)
営業収益	
委託者報酬	31,426
その他営業収益	214
営業収益合計	31,641
営業費用	
支払手数料	13,509
その他営業費用	5,825
営業費用合計	19,334
一般管理費	1 5,708
営業利益	6,597
営業外収益	2 239
営業外費用	3 156
経常利益	6,679
特別利益	-
特別損失	-
税引前中間純利益	6,679
法人税、住民税及び事業税	2,071
法人税等調整額	8
中間純利益	4,599

# (3)中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2020年4月1日至 2020年9月30日)

(単位:百万円)

	株主資本					
		資本剰余金	資本剰余金利益剰余金			
				その他利益		
	資本金	<b>咨</b> 本淮 <i>供</i> 仝	利益準備金	剰余金	利益剰余金	株主資本合計
		貝平华佣立	貝本学補本   利益学補本	繰越利益	合計	
				剰余金		
当期首残高	15,174	11,495	374	11,749	12,123	38,793
当中間期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	10,564	10,564	10,564

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

中間純利益	ı	1	-	4,599	4,599	4,599
株主資本以外の						
項目の当中間期	-	-	-	-	-	-
変動額 (純額)						
当中間期変動額合計	-	-	-	5,965	5,965	5,965
当中間期末残高	15,174	11,495	374	5,784	6,158	32,828

	評価・換	算差額等	
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	363	363	38,430
当中間期変動額			
剰余金の配当	•	•	10,564
中間純利益	ı	•	4,599
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額(純額)	836	836	836
当中間期変動額合計	836	836	5,128
当中間期末残高	472	472	33,301

# 注記事項

# (重要な会計方針)

- 1.有価証券の評価基準及び評価方法
  - (1)子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

### (2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

- 2. 固定資産の減価償却の方法
  - (1)有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物

8~18年

器具備品

4~17年

## (2)無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年間)に基づく定額法によっております。

#### 3. 引当金の計上基準

#### (1)賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

#### (2)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員・参与及び上席参事についても、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

#### (3)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当中間会計期間末要 支給額を計上しております。

### 4.消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

#### 5. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

### 6.連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

#### (追加情報)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

63百万円 46百万円

33百万円

# (中間貸借対照表関係)

# 1 減価償却累計額

当中間会計期間 (2020年9月30日現在) 有形固定資産 316百万円

# 2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

# 3 保証債務

当中間会計期間(2020年9月30日現在)

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,623百万円に対して保証を行っております。

# (中間損益計算書関係)

#### 1 減価償却実施額

ı	冽1山頂却美施額 		
			当中間会計期間
		(自	2020年4月 1日
		至	2020年9月30日)
	有形固定資産	,	
	無形固定資産		327百万円
2	営業外収益の主要項目		
			当中間会計期間
		(自	2020年4月 1日
		至	2020年9月30日)
	投資有価証券売却益		203百万円
3	営業外費用の主要項目		
			当中間会計期間
		(自	2020年4月 1日
		至	2020年9月30日)

# (中間株主資本等変動計算書関係)

有価証券償還損

投資有価証券売却損

為替差損

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

(単位:千株)

## 1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合計	2,608	1	-	2,608

# 2.配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年 6 月23日 定時株主総会	普通株式	10,564	4,050	2020年 3 月31日	2020年 6 月24日

#### (金融商品関係)

当中間会計期間(2020年9月30日)

金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下、「時価算定適用指針」という。)第26項に従い経過措置を適用した有価証券、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当

該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価

の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それら のインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も

低いレベルに時価を分類しております。

## (1)時価をもって中間貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

	中間貸借対照表計上額(*1)			
	レベル 1	レベル 2	レベル3	合計
投資有価証券(1)	60			60
資産合計	60			60

- ( 1)時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用し、有価証券410百万円、投資有価証券9,911百万円は上記の表に含めておりません。
- (2)時価をもって中間貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、コマーシャル・ペーパー、未払金及び未払費用は、短期間(1年以内)で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

## 投資有価証券

株式は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。なお、時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用している有価証券は、公表されている基準価格によっていることからレベルを付しておりません。保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項(有価証券関係)をご参照下さい。

(注2)市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価 のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中の投資有価証券には含めておりません。

(単位:百万円)

区分	当中間会計期間	
非上場株式等	666	
子会社株式	1,944	
関連会社株式	2,027	

## (有価証券関係)

当中間会計期間(2020年9月30日)

1.子会社株式及び関連会社株式

子会社株式(中間貸借対照表計上額 1,944百万円)及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 2,027百万円)は、市場価格がないことから、記載しておりません。

#### 2. その他有価証券

	中間貸借対照表	取得原価	差額
	計上額(百万円)	(百万円)	(百万円)
中間貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの			
(1)株式	60	55	5
(2)その他	7,989	7,141	847
小計	8,049	7,196	852
中間貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの			

その他	14,833	15,006	173
小計	14,833	15,006	173
合計	22,882	22,203	679

<sup>(</sup>注)非上場株式(中間貸借対照表計上額 666百万円)については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

### (セグメント情報等)

## 「セグメント情報]

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日) 当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

# 「関連情報 ]

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1.サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2.地域ごとの情報

# (1)営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、 記載を省略しております。

#### (2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

### 3.主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

# [報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日) 該当事項はありません。

#### 「報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 ]

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日) 該当事項はありません。

# 「報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 ]

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日) 該当事項はありません。

# (1株当たり情報)

当中間会計期間	
(自 2020年4月1日	
至 2020年9月30日	)
1 株当たり純資産額	12,766.41円
1 株当たり中間純利益	1,763.16円

(注1) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため 記載しておりません。

(注2) 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

当中間会計期間		
(自 2020年4月1日		
至 2020年9月30日)		
中間純利益(百万円)	4,599	
普通株式に係る中間純利益(百万円)	4,599	
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525	

# (重要な後発事象)

該当事項はありません。

### 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行 為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと (投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれが ないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で 定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下 において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

### 5 【その他】

- a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項 2020年4月1日付で、定款について次の変更をいたしました。
  - ・ 商号の変更 (大和アセットマネジメント株式会社に変更)
- b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

# 第2 【その他の関係法人の概況】

# 1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

# (1) 受託会社

名称 三井住友信託銀行株式会社

資本金の額 342,037百万円(2020年3月末日現在)

# 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

# (2) 販売会社

名 称	資本金の額	事業の内容
	単位:百万円	
	(2020年	
	3月末日現在)	
大和証券株式会社	100,000	
藍澤證券株式会社	8,000	
いちよし証券株式会社	14,577	
岩井コスモ証券株式会社	13,500	
SMBC日興証券株式会社	10,000	
株式会社SBI証券	48,323	
岡三証券株式会社	5,000	
岡三にいがた証券株式会社	852	
きらぼしライフデザイン証券株式会社	3,000	
静岡東海証券株式会社	600	
東海東京証券株式会社	6,000	金融商品取引法に定める
東洋証券株式会社	13,494	第一種金融商品取引業を
内藤証券株式会社	3,002	営んでいます。
西日本シティTT証券株式会社	3,000	
松井証券株式会社	11,945	
松阪証券株式会社	100	
水戸証券株式会社	12,272	
むさし証券株式会社	5,000	
楽天証券株式会社	7,495	
ワイエム証券株式会社	1,270	
株式会社愛知銀行	18,000	

		有伽証芬油出書(內国
株式会社あおぞら銀行	100,000	
株式会社青森銀行	19,562	銀行法に基づき銀行業を
株式会社北九州銀行	10,000	営んでいます。
株式会社きらぼし銀行	43,734	
株式会社京葉銀行	49,759	
株式会社三十三銀行	37,400	
株式会社静岡中央銀行	2,000	
株式会社荘内銀行	8,500	
湘南信用金庫	24,900	(注1)
全国信用協同組合連合会	111,875	(注2)
ソニー銀行株式会社	31,000	
株式会社大東銀行	14,743	
株式会社千葉銀行	145,069	
株式会社中京銀行	31,844	
株式会社東北銀行	13,233	
株式会社栃木銀行	27,408	銀行法に基づき銀行業を
株式会社富山第一銀行	10,182	営んでいます。
株式会社北都銀行	12,500	
株式会社みずほ銀行	1,404,065	
みずほ信託銀行株式会社	247,369	(注3)
株式会社もみじ銀行	10,000	
株式会社山形銀行	12,008	銀行法に基づき銀行業を
株式会社山口銀行	10,005	営んでいます。
株式会社山梨中央銀行	15,400	

- (注1)信用金庫法に基づく金融業を営んでいます。
- (注2)協同組合による金融事業に関する法律に基づき金融事業を営んでいます。
- (注3)銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

# 2 【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないます。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行ないます。

#### 3 【資本関係】

委託会社は、むさし証券株式会社の株式を41,500株所有しております。

### < 再信託受託会社の概要 >

名称:株式会社日本カストディ銀行

資本金の額:51,000百万円(2020年7月27日現在)

事業の内容:銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基

づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的:原信託契約にかかる信託事務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託

受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを

目的とします。

#### 第3 【その他】

(1) 目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。

目論見書の別称として「投資信託説明書(交付目論見書)」または「投資信託説明書(請求目論見書)」という名称を用いることがあります。

委託会社等の情報、受託会社に関する情報を記載することがあります。

詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。

- ・委託会社のホームページアドレス、電話番号及び受付時間等
- ・請求目論見書の入手方法及び投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨 使用開始日を記載することがあります。

届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。

- ・届出をした日及び当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
- ・届出をした日、届出が効力を生じている旨及び効力発生日 次の事項を記載することがあります。
- ・投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
- ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行った場合にはその 旨の記録をしておくべきである旨
- ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載 委託会社、当ファンドのロゴ・マーク等を記載することがあります。

ファンドの形態等を記載することがあります。

図案を採用することがあります。

ファンドの管理番号等を記載することがあります。

委託会社のインターネットホームページのアドレスに加え、他のインターネットのアドレス(当該アドレスをコード化した図形等も含みます。)を掲載することがあります。

UD FONT マークおよび説明文を記載することがあります。

EDINET提出書類 大和アセットマネジメント株式会社(E06748) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- (2) 当ファンドは、評価機関等の評価を取得、使用する場合があります。
- (3) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。
- (4) 請求目論見書に当ファンドの投資信託約款の全文を記載します。

# 独立監査人の監査報告書

2020年 5 月22日

大和アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

## 東京事務所

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和アセットマネジメント株式会社(旧社名大和証券投資信託委託株式会社)の2019年4月1日から2020年3月31日までの第61期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和アセットマネジメント株式会社(旧社名 大和証券投資信託委託株式会社)の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。 監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による 重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財 務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があ り、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合 に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の 見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した 監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要 な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実 性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明す ることが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいてい るが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並 びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で 識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているそ の他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- (注)2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

2021年4月9日

大和アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士

深井 康治 印

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

小林 英之 印

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワ日本国債ファンド(年1回決算型)の2020年3月11日から2021年3月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワ日本国債ファンド(年1回決算型)の2021年3月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。 監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。 当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

# 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による 重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財 務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があ り、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合 に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する 内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見 積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項に ついて報告を行う。

#### 利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- (注)2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

2020年11月20日

大和アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

# 有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 間瀬 友未 囙

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士

深井 康治 印

業務執行社員

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会 社等の経理状況」に掲げられている大和アセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年 3月31日までの第62期事業年度の中間会計期間(2020年4月1日から2020年9月30日まで)に係る中 間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計 方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表 の作成基準に準拠して、大和アセットマネジメント株式会社の2020年9月30日現在の財政状態及び同 日をもって終了する中間会計期間(2020年4月1日から2020年9月30日まで)の経営成績に関する有 用な情報を表示しているものと認める。

# 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を 行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」 に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立し ており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意 見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して 中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽 表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整 備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成するこ とが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成 基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任があ る。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程 を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手 した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して 重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認 められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は 重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除 外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手 した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなく なる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、 構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

EDINET提出書類 大和アセットマネジメント株式会社(E06748) 有価証券届出書 (内国投資信託受益証券)

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- (注)2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。